

平成 30 年度市営福浜住宅 5 棟耐震等改修事業

募集要項

平成 30 年 9 月

福岡市

はじめに

福岡市は、「福岡市市営住宅ストック総合活用計画（福岡市公営住宅長寿命化計画）」に基づき、市営住宅の耐震化を進めているところである。平成30年度市営福浜住宅5棟耐震等改修事業を実施するにあたり、ここに事業者募集に係る各種手続き、要件及び審査等の内容を示す。

目次

第1	事業内容に関する事項	1
1	事業名称	1
2	事業目的	1
3	対象建築物及び所在地	1
4	対象業務	1
5	契約方法	1
6	契約金額	1
7	履行期間	2
8	支払条件	2
9	費用の負担等	2
10	事務局	3
第2	事業者の募集に関する事項	4
1	選定の方法	4
2	募集及び選定のスケジュール	4
3	応募の手続き	4
4	貸与資料	5
5	現地調査	5
6	募集要項等に関する質問受付、質問回答の公表	6
7	応募資格の確認及び結果通知	6
第3	応募資格に関する条件等	7
1	応募者の構成	7
2	応募資格要件	7
3	その他	9
第4	事業者の選定	10
1	概要	10
2	一次審査（資格審査）	11
3	二次審査（適格審査）	12
4	三次審査（提案審査）	13
5	最優秀提案者の決定	14
6	審査結果及び評価公表	14
第5	提出書類・作成要領	15
1	一次審査（資格審査）に関する提出書類	15
2	応募辞退時に関する提出書類	15
3	二次審査（適格審査）に関する提出書類	15

第6	その他	17
1	留意事項	17
2	情報公開及び情報提供	18
3	問合せ先	18

別添資料

資料1 発注仕様書

資料2 事業者選定基準

資料3 様式集

資料4 契約書（案）

第1 事業内容に関する事項

1 事業名称

平成 30 年度市営福浜住宅 5 棟耐震等改修事業

2 事業目的

福岡市(以下「本市」という。)では平成 28 年 6 月に策定された「福岡市市営住宅ストック総合活用計画【平成 28 年度～平成 37 年度】(福岡市営住宅等長寿命化計画)」に基づき、新耐震基準が施行された昭和 56 年以前に建設され、耐震診断に課題のある市営住宅について、平成 32 年度までに耐震改修を完了し、耐震化率を 100%とすべく、市営住宅の耐震改修をすすめている。

平成 30 年度市営福浜住宅 5 棟耐震等改修事業(以下「本事業」という)において対象となる住棟は、在来工法で行うと住戸閉鎖や入居者移転を伴うため、難易度の高い耐震改修を実施する必要がある。

近年、建築物の耐震改修技術は著しく進歩し、かつ工法の多様化も進んでおり、本市は本事業の実施にあたり、設計・施工一括発注方式を導入することで、民間の保有するノウハウや特殊・特許工法等を積極的に取り入れ、事業のより一層の効率化を図ることとした。

本事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により提案を幅広く求め、優れた耐震性能を有し、かつ居ながらの施工や居住環境等にも配慮された本事業に最も適した耐震改修工法を選定し施工することを主な目的とする。

3 対象建築物及び所在地

対象建築物： 市営福浜住宅 5 棟(以下「本施設」という)

所在地： 福岡市中央区福浜 2 丁目

4 対象業務

本事業の対象業務は以下のとおり。なお、業務内容の詳細は、「発注仕様書」に示す。

ア 耐震改修工事(電気設備工事及び機械設備工事を含む)

イ 外壁改修工事(電気設備工事及び機械設備工事を含む)

ウ 屋上防水改修工事(電気設備工事及び機械設備工事を含む)

エ 上記ア～ウの工事の設計業務及び工事監理業務

(設計業務には、上記アに係る耐震判定委員会の判定書取得を含む。)

5 契約方法

本市は、事業者と随意契約により、設計・施工一括契約を締結する予定である。

6 契約金額

契約金額は、事業者の提案価格を上限とする。ただし、提案価格の上限は、税抜価格 408,063 千円、かつ提案価格内訳における下地補修工事価格は税抜価格 47,022 千円とし、提案はその範囲内で行うこと。

提案価格が上記上限価格いずれかを超えている場合は、失格とする。

7 履行期間

契約の締結は、平成 31 年 3 月中旬を予定する。

履行期間は、契約締結の翌日から平成 32 年 3 月 15 日までとし、提案はその範囲内で行うこと。履行期間の期限を越えている場合は、失格とする。

なお、事業者の提案に基づき、履行期間を短縮することは可能である。

8 支払条件

契約金額の支払いは、概ね下記のとおりとする。詳細は、本市と事業者との間で締結する契約書（案）に示す。

(1) 設計費

設計費の支払は、前金払及び完了払にて行う。

平成 30 年度の出来高予定額は 0 円としており、支払いは全て平成 31 年度に行う。

支払内容	支払限度額	備考
前金払	設計費相当額の 30%以内	
完了払	設計費相当額の残額	

(2) 施工費

工事の進捗にあわせて、前金払、中間前金払、部分払い及び完了払にて行う。

平成 30 年度の出来高予定額は 0 円としており、支払いは全て平成 31 年度に行う。

支払内容	支払限度額	備考
前金払	施工費相当額の 40%以内	
中間前金払	施工費相当額の 20%以内	
部分払い (施工期間中 3 回)	工事の出来高部分に相応する 施工費相当額の 90%以内で、 受領済の前払金等を合計した 額を除いた額	※出来高払い
完了払	施工費相当額の残額	

(3) 工事監理費

上記(2)の施工費完了払時に合わせて一括で支払う。

9 費用の負担等

(1) 工事の増加や延長による費用の負担について

事業者の責（事業者が策定する耐震改修計画に対する耐震判定委員会の判定書取得に係るものを含む）により工事の増加や延長が発生した場合、これらに係る一切の費用は事業者が負担するものとする。

(2) 技術提案書に記載する内容を履行できなかった場合の措置について

事業者の責（事業者が策定する耐震改修計画に対する耐震判定委員会の判定書取得に係るものを含む）により技術提案を満たす工事が行われない場合、本市は事業者に対し設計及び施工業務について再度の実施を求めるとともに、技術提案書の技術評価点の再計算を行い、選定時の技術評価点との点差に対応した金額を算定し、契約不履行の違約金相当額を契約金額から減額を行うことがある。詳細は契約書（案）で示す。

10 事務局

(1) 事務局

本事業に係る事務局は、次のとおりとする。

福岡市住宅都市局 住宅部建替・改善課
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
電 話 092-711-4549
F A X 092-733-5589
電子メール：tatekae.HUPB@city.fukuoka.lg.jp
ホームページ：<http://www.city.fukuoka.lg.jp>

(2) 協力者

事務局に対する助言を行うため、次の協力者を置くこととし、これらの協力者は本事業には応募できないものとする。

株式会社 建設技術研究所 東京都中央区日本橋浜町3-21-1
株式会社 日総建 東京都渋谷区幡ヶ谷1-34-14

第2 事業者の募集に関する事項

1 選定の方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

2 募集及び選定のスケジュール

本事業の事業者の募集及び選定にあたってのスケジュールは、下表のとおりとする。なお、当スケジュールは変更する場合がある。

	日程	内容
平成 30 年	9 月 21 日 (金)	募集要項等の配布開始
	9 月 25 日 (火) ~10 月 5 日 (金)	診断報告書等の貸与申込の受付
	9 月 25 日 (火) ~9 月 28 日 (金)	現地調査の受付
	10 月 2 日 (火) ~10 月 4 日 (木)	現地調査
	10 月 2 日 (火) ~10 月 10 日 (水)	募集要項等に関する質問の受付
	10 月 26 日 (金)	募集要項等に関する質問に対する回答の公表
	11 月 8 日 (木) ~11 月 14 日 (水)	一次審査提出書類の受付
	11 月 22 日 (木)	一次審査結果の通知
	11 月 28 日 (水) ~11 月 30 日 (金)	一次審査を通過できなかった場合の理由説明受付
	12 月 12 日 (水)	一次審査を通過できなかった場合の理由説明に対する回答
	12 月 26 日 (水)	二次審査提出書類の受付締切
平成 31 年	2 月中旬頃	ヒアリング・提案内容確認
	2 月中旬頃	最優秀提案者の決定
	3 月中旬頃	契約締結
	3 月中旬頃	審査講評公表

3 応募の手続き

募集要項等については、福岡市ホームページに掲載するほか、応募希望者を対象に「第1 10(1)事務局」にて配布する。

(1) 配布期間

平成 30 年 9 月 21 日 (金) から 10 月 5 日 (金)

※ ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は除く

(2) 配布時間

午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く)

4 貸与資料

本事業に応募する者（以下「応募者」という。）の参入促進及び理解向上等のため、以下の資料を貸与する。

(1) 資料内容

- 耐震診断報告書等（本市が実施した本施設の耐震第三次診断報告書、現存する当初発注図、参考地質柱状図）
- 建築工事等監督業務委託共通仕様書
- 福岡市建築工事委託監督の手引き
- アスベスト（石綿）除去改修工事仕様書
- 福岡市外壁改修工事マニュアル

(2) 貸与申込方法

貸与を希望する者は、本市のホームページより、（様式1-2）診断報告書等の貸与申込書のファイル入手し、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、「第1 10(1)事務局」に提出すること。メールタイトルは「診断報告書等貸与申込」と明記すること。なお、電話での受付は行わない。

(3) 申込期限

平成30年10月5日（金）午後5時必着

(4) 診断報告書等の受領時の手続き

事前に本市に送信した診断報告書等の貸与申込書に押印のうえ、診断報告書等の受領時に提出すること。当該押印済申込書と引換えに診断報告書等の貸与を行う。

貸出期間は、提案書提出日までとし、期間内に本市に返却すること。

なお、診断報告書等の資料は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意するものとし、貸与された資料を本事業に係る業務以外で使用しないこと。

また、貸与された資料を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理したうえ、返却時までにはすべて廃棄するものとする。なお、貸与された診断報告書等は貸与期間内に、速やかに本市に返却するものとする。

5 現地調査

本事業に係る理解向上等のため、応募者が個別に工事場所の現地調査を実施することが可能な機会を設ける。

現地調査の日程、方法等は次のとおりである。

(1) 調査日時

平成30年10月2日（火）～10月4日（木）

※ 午前9時～午後4時半の間で各棟1者あたり1時間半程度を予定

(2) 調査方法

本市立会いの下、入居者の生活等に支障のない範囲内で目視により見学すること。

なお、メジャー、レーザー距離測定器、簡易な水準器など施設に影響を与えない機器の利用は可能とする。

(3) 現地調査の受入が可能な者

本事業に応募を検討している民間事業者とする。

(4) 現地調査の申込方法

① 申込方法

現地調査を希望する者は、本市のホームページより、(様式1-3) 現地調査申込書のファイル入手、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、「第1 10(1)事務局」に提出すること。メールタイトルは「個別現地調査申込」と明記すること。

② 現地調査の時間

現地調査申込書を送信後、下記申込先に電話のうえ、現地調査の時間を設定すること。

③ 申込期限

平成30年9月28日(金)午後5時必着

6 募集要項等に関する質問受付、質問回答の公表

(1) 募集要項等に関する質問受付

募集要項等の内容に関する質問回答を以下に示す要領にて行う。

① 受付期間

平成30年10月2日(火)～10月10日(水)午後5時必着

② 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、(様式1-1) 募集要項等に関する質問書(Excel)に記入の上、電子メールにファイルを添付し、「第1 10(1)事務局」に提出すること。メールタイトルは「募集要項等に関する質問」と明記すること。

また、送付後、提出先へ電話にて受信の確認を行うこと。

(2) 募集要項等に関する質問回答の公表

募集要項等に関する質問回答は平成30年10月26日(金)を目処に本市のホームページにおいて公表し、個別に回答を行わないものとする。なお、質問者の名称等は公表しないものとする。

7 応募資格の確認及び結果通知

(1) 応募資格の確認

本募集要項「第3 2 応募資格要件」の応募資格に関する事項について、本募集要項「第4 2 一次審査(資格審査)」に示すとおり応募資格の確認を行い、全ての要件を満たす者が応募資格を有する者とする。

(2) 応募資格審査結果通知

上記(1)の確認結果は本募集要項「第4 2(3)一次審査結果の通知」のとおり通知する。

第3 応募資格に関する条件等

応募者は、次に掲げる要件をすべて備えていることとする。

1 応募者の構成

(1) 応募者の定義

応募者の構成は、次のとおりとする。

- ア 応募者は、本市の求める性能を備えた本事業の対象工事の設計、施工及び工事監理をすることのできる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の企業（以下「構成企業」という。）により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。なお、最終的に選定された応募グループは、本市との契約締結前にコンソーシアム協定書を締結するものとする。
- イ 応募グループは、本事業の対象工事の実施設計及び工事監理を行う企業（以下「設計企業」という。）1社及び本事業の対象工事を施工する企業（以下「建設企業」という。）1社の合計2社、により構成されるものとする。もしくは、設計企業1社及び建設企業2社で組成される特定建設工事共同企業体（以下、「JV」という。）により構成されるものとする。
- ウ 構成企業から直接業務の一部を受託し又は請け負う者を協力企業とする。

(2) 代表企業の選定

- ア 建設企業を応募グループの代表企業とし、応募資格確認書類にて明らかにするものとする。なお、JVにあっては、代表構成員が応募グループの代表企業となること。
- イ 代表企業は、本プロポーザルへの応募手続きや事業者となった場合の契約事務を含め、本市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本業務に係る応募グループ内の全ての調整等の責任を負うものとし、本市への登録及び提出、並びに本市からの通知等については、原則として全て代表企業を通じて行うものとする。

(3) 複数応募の禁止

応募グループの構成企業及び応募グループの構成企業と資本関係又は人的関係のある者は、他の応募グループの構成企業になることはできないものとする。

2 応募資格要件

(1) 構成企業の共通応募資格要件

応募グループの全ての構成企業は、次に掲げる要件のいずれにも該当しない者とする。なお、協力企業については、次に掲げる要件にいずれも該当しない旨、誓約書を提出するものとする。

- ア 募集要項等の配布開始日から契約締結の日までの間に福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止等の措置を受けている期間がある者。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び同条第6号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- エ 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を

受けている者。(建設企業を除く)

- オ 商法(明治32年法律第48号)第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者
- カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者、または、民事再生法(平成12年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし手続き開始決定を受けている者を除く。
- キ 本募集要項「第1 10(2)協力者」に記載の協力者及びこれらのいずれかと資本関係又は人的関係のある者。
- ク 本募集要項「第4 1(2)審査委員会の設置」に記載の審査委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者。

(2) 設計企業の応募資格要件

設計企業は、以下に示す要件を全て備えていることとする。なお、下記キについては、本事業に係る耐震改修計画の作成及び、耐震改修計画の認定に係る耐震判定委員会の判定書取得を協力企業に委託する場合、当該協力企業が満たすことも可とする。また、その場合は、提出様式にて当該協力会社名及び担当者氏名を明記すること。

- ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けており、本市に本店を有していること。
- イ 募集要項等の配布開始日において、「福岡市競争入札有資格者名簿(委託:建築設計)」に記載されていること。
- ウ 上記イの資格者名簿において建築設計を希望順位1位としていること。
- エ 設計企業と応募表明書の受付日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である管理技術者(設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。)を配置できること。
- オ 設計企業と応募表明書の受付日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士である工事監理者(建築基準法(昭和25年法律第201号)第5条の4第4項の規定による工事監理者をいう。)を専任で配置できること。なお、上記エに定める技術者との兼任を可能とする。
- カ 本事業の建設企業(建設企業と資本関係又は人的関係のある者を含む。)でないこと。
- キ 平成14年度以降に、「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」に参加している耐震判定委員会において耐震改修計画の判定を受け、判定書を取得した実績を有する一級建築士を、自社において1名以上有し、本事業に係る耐震改修計画の作成、耐震改修計画に係る耐震判定委員会の評価取得に当たる者として、配置できること。

(3) 建設企業の応募形態

建設企業の応募形態は以下のいずれかとする。(※JV代表者はA等級に限る)

単体企業(1社)	建築A等級
JV(2社)	建築A等級 + 建築A等級
	建築A等級 + 建築B等級

(4) 建設企業の応募資格要件

J Vにあつては、下記ア～エについては、すべての構成員が満たすものとし、カについては、少なくとも1社は満たしていること。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の営業所のうち本店を福岡市内に有する者（以下、「市内建設業者」という。）であること。

イ 募集要項等の配布開始日において「福岡市競争入札有資格者名簿（工事：建築）」に登録されていること。

ウ 上記イの資格者名簿において建築一式工事を希望順位第1位としていること。

エ 建設業法の規定を遵守し、同法第26条に基づく次の技術者（以下「監理技術者等」という。）を、工事期間中において、専任かつ常駐で適切に配置すること。

（ア） 代表者においては、建設業法第27条の18第1項の規定による建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第26条第4項に規定する監理技術者講習修了証を有する監理技術者。

（イ） 代表者以外の構成員においては、建設業法第27条の18第1項の規定による建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第26条第4項に規定する監理技術者講習修了証を有する監理技術者、又は建築工事に係る主任技術者。

オ 配置する監理技術者等は、応募表明書の受付日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、事業者選定後においては、実際に配置する監理技術者等の変更は原則として認められない。

カ 配置する監理技術者等は、一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第15条第2号ハの規定による認定を受けた者であること。

3 その他

(1) 地場企業及び地場製品の活用について

応募グループは、工事の一部を下請けに出す場合、工事資材の購入及び借り上げについては、特段の理由がない限り、地場中小企業及び地場企業製品を使用すること。

第4 事業者の選定

1 概要

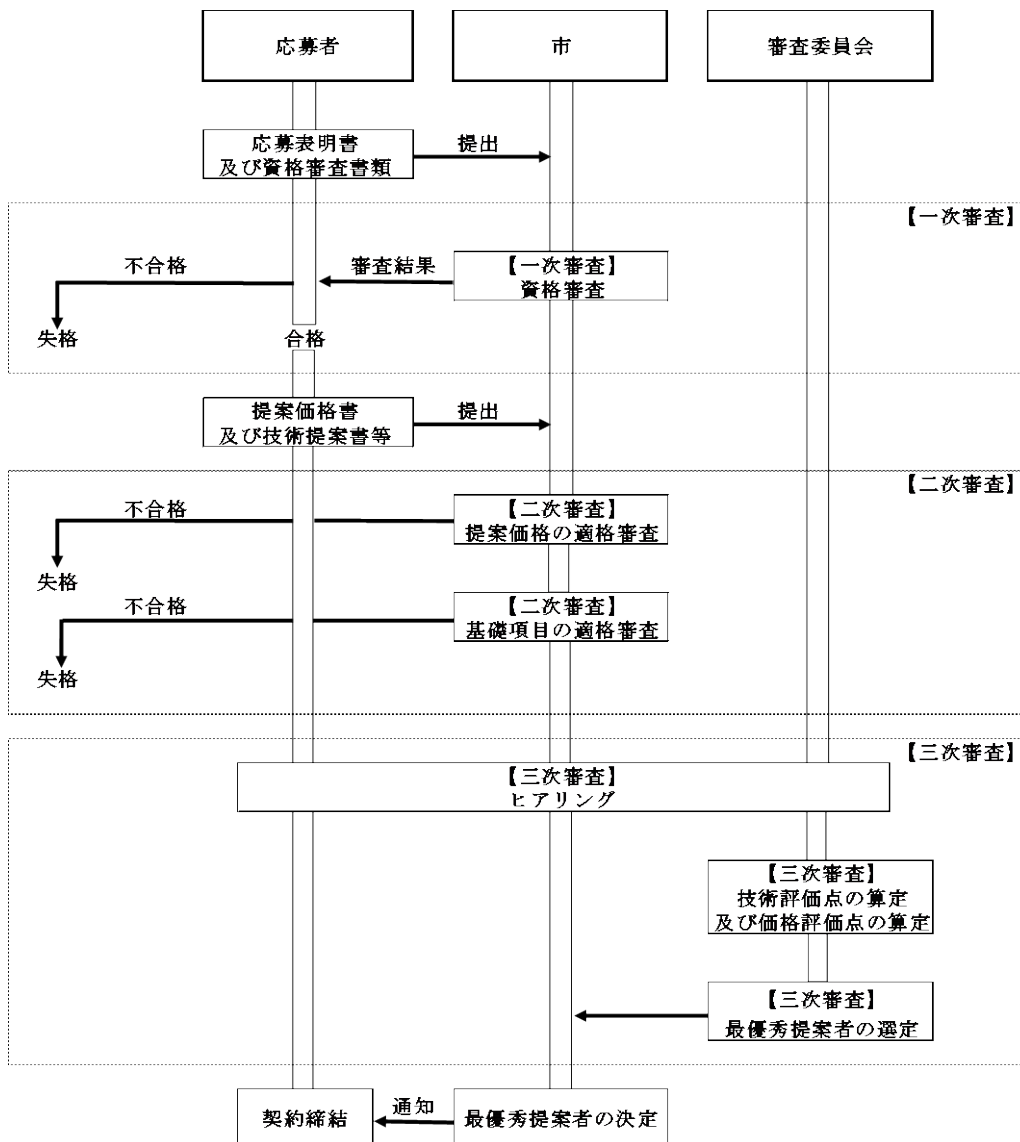
(1) 選定手順

本事業の事業者の選定にあたって、応募グループのうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価し選定する。

事業者選定に当たっては、一次審査として応募資格審査、二次審査として適格審査（提案価格の適格審査、基礎項目の適格審査）、三次審査としての提案審査（加点項目の審査、価格評価点・総合評価値の算定）の三段階の審査を行う。

なお、応募者が1者の場合も、三段階の審査を行うものとする。

具体的な手順は、次のとおりとする。



(2) 審査委員会の設置

本市は、事業者の選定において、公正性及び透明性を確保することを目的に、学識経験者で構成される「福岡市営住宅耐震改修事業審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。委員は以下のとおり（敬称略）。

委員名	所属・役職等
蛭川 利彦	九州大学大学院人間環境学研究院教授
岡田 知子	西日本工業大学デザイン学部建築学科教授
柴田 久	福岡大学工学部社会デザイン工学科教授
松下 淳一	有限会社広岡建築事務所取締役

2 一次審査（資格審査）

(1) 概要

応募グループが備えるべき応募資格の要件（本募集要項に規定されている要件）を満たしているかどうかの確認審査を行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は失格（応募資格がない）とする。

(2) 一次審査提出書類の受付

応募グループは、応募表明書を含む一次審査書類を、次の要領で本市に提出する。

なお、一次審査書類の作成については、本募集要項「第5 提出書類・作成要領」に従うこと。

① 受付期間

平成30年11月8日（木）～11月14日（水）

（午前9時～午後0時、及び午後1時～午後5時の間とする。土曜日と日曜日は除く。郵送の場合は11月14日午後5時必着）

② 提出書類

本募集要項「第5 提出書類・作成要領」に記載の必要書類を提出のこと。

③ 提出方法

一次審査書類は郵送（配達証明付）又は持参する方法により「第1 10(1)事務局」に提出のこと。

表に「平成30年度市営福浜住宅5棟耐震等改修事業 一次審査提出書類在中」と朱書すること。

指定された期間内に提出を終えない場合、いかなる理由があっても、提出を受け付けない。

なお、平成30年11月7日（水）までに「第1 10(1)事務局」に電話をし、一次審査書類の提出する方法及び持参日時を事前に設定すること。

(3) 一次審査結果の通知

一次審査の結果は平成30年11月22日（木）を目処に電子メールにて「応募資格確認通知」として通知する。

(4) 一次審査を通過できなかった場合の理由説明受付

一次審査を通過できなかった者は、その理由について、書面により次の要領で説明を求めることができる。

① 受付期間

平成 30 年 11 月 28 日（水）～11 月 30 日（金）

（午前 9 時～午後 0 時、及び午後 1 時～午後 5 時の間とする。土曜日と日曜日は除く。）

② 提出方法

説明要求の書面（様式自由）を「第 1 10(1)事務局」に持参し説明を求めることができる。電子メール、郵便、FAX、電話等は不可とする。

③ 回答結果

説明を求めた者に対し、平成 30 年 12 月 12 日（水）を目処に書面により、郵送にて回答する。

3 二次審査（適格審査）

(1) 概要

応募資格確認通知を受理し、二次審査提出書類を提出した者について、次の適格審査を行う。

① 提案価格の適格審査

提案価格書に記載された提案価格が提案価格の上限価格を超えないことを確認する。上限価格を超える場合は失格とする。

② 基礎項目の適格審査

提案価格の適格審査に合格した応募グループから提出された技術提案書、添付資料及び設計図面（以下「技術提案書等」という。）について基礎審査を実施し、提案内容が、発注仕様書に定める事項を全て満たしているかを審査する。

技術提案書等が次のいずれかに該当した場合には、当該技術提案書等を提出した者は失格とする。

- 必要な項目の記載がない。
- 発注仕様書に定める事項のうちに明らかに満たしていないものがある。

(2) 二次審査提出書類の受付

二次審査提出書類は持参により「第 1 10(1)事務局」に提出する。

また、二次審査提出書類の作成については、本募集要項「第 5 提出書類・作成要領」に従うこと。

① 提出日時

平成 30 年 12 月 26 日（水）

② 提出書類

書類を提出するときには所定の表紙と見出しをつけ 1 分冊とし、所定の部数提出すること。様式の詳細は別添資料「様式集」による。

③ 提出方法

表に「平成 30 年度市営福浜住宅 5 棟耐震等改修事業 第二次審査提出書類在中」と朱書すること。

なお、平成 30 年 12 月 25 日（火）までに「第 1 10(1)事務局」に電話をし、二次審査書類を提出する時間を事前に設定すること。

4 三次審査（提案審査）

二次審査（適格審査）に合格した応募グループに対して、以下の手順により、最優秀提案者を選定する。なお、審査及び最優秀提案者選定は委員会が行う。

(1) ヒアリングの実施

委員会は、各応募グループに対して、提出された技術提案書等の内容に関するヒアリング（以下「ヒアリング」という。）を実施する。ヒアリングの実施要領は、事前に通知する。

ヒアリングにおいて確認した内容は、書面で記録を行い、二次審査提出書類の一部を構成し、同等の効力を有するものとする。また、ヒアリング参加者は、応募時に提出書類に記載した代表企業、構成企業及び協力企業のみとする。

なお、ヒアリングに特別な理由がなく応じられない場合は、応募資格を取り消すものとする。

(2) 技術評価点の算定

委員会は、ヒアリングにおいて確認した内容に基づき、技術評価点を算定する。技術評価点は70点満点とし、別添資料「事業者選定基準」の「表1 評価項目と配点」「表2 各審査項目の得点化基準」により点数化する。

(3) 価格評価点の算定

価格評価点は30点満点とし、次の式により算定する。なお、有効桁数は小数点第二位とし、小数点第三位は四捨五入する。

$$\text{価格評価点} = \left\{ \left(\text{最低提案価格} \right) \div \left(\text{当該提案価格} \right) \right\} \times 30 \text{ 点}$$

最低提案価格：各応募グループの提示した提案価格のうち、最も低い価格

当該提案価格：当該応募グループの提示した提案価格

(4) 総合評価点の算定

総合評価点は100点満点とし、次の式により算定する。なお、小数点以下の数値については、小数点第三位を四捨五入して小数点第二位まで算出する。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

(5) 最優秀提案者の選定

委員会は、総合評価点が最も高い提案をした応募グループを最優秀提案者として選定する。ただし、三次審査の過程で一次審査、二次審査に不合格であることが判明した場合、当該応募グループは失格とする。

5 最優秀提案者の決定

本市は、委員会から最優秀提案者の選定を受け、その結果に基づき最優秀提案者を決定する。本市は、決定された最優秀提案者を事業者とし、随意契約により、設計・施工一括契約を締結する予定である。

6 審査結果及び評価公表

(1) 最優秀提案者の公表

本市が最優秀提案者を決定した場合は、全ての応募グループに対して当該応募グループの可否について書面にて通知するとともに、審査の結果は本市ホームページ等を通じて公表する。

(2) 応募資格の喪失等

以下のいずれかに該当した場合、失格とする。

ア 提案書の提出期限以降、最優秀提案者の決定までに、応募グループの全ての構成企業のいずれかが本募集要項「第3 応募資格に関する条件等」に定める応募資格を喪失した場合。

イ 最優秀提案者の決定までに、応募グループの全ての構成企業及び協力企業のいずれかが、本募集要項「第1 10(2)協力者」に記載の協力者、または、本募集要項「第4 1(2)審査委員会の設置」に記載の審査委員に対して、本事業に関して直接間接を問わず連絡を求めたり接触をした場合。

ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合。

(3) 選定の取消し

本市は、選定した事業者が、契約締結までに本募集要項「第3 応募資格に関する条件等」に定める応募資格を喪失したときは、選定を取り消すことができる。ただし、やむを得ない事由による場合は、本市と協議を行うこととする。

(4) 審査講評の公表

本市は、事業者選定後に審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を公表する。審査講評の公表時期は、平成31年3月中旬頃を予定している。

第5 提出書類・作成要領

1 一次審査（資格審査）に関する提出書類

応募グループは、(様式2-1) から (様式2-7) について、所定の部数を一括して提出すること。

2 応募辞退時に関する提出書類

一次審査書類を提出した者で応募を辞退する場合は、応募辞退書(様式3-1)を提出すること。

3 二次審査（適格審査）に関する提出書類

(1) 一般的事項

二次審査の提出書類は、各様式の要領に従い記載すること。

(様式4-1) 提案価格書、(様式4-2) 提案価格内訳書は封筒に入れ厳封すること。(様式5-1) から (様式7-7) は1冊とし、表紙と見出しをつけて、所定の部数を提出すること。ただし、正本には(様式4-3)を綴じることとする。

また、それぞれファイル形式に応じた電子ファイルをCD-Rにて提出すること。

その他、下記アからキの各規定に従うこと。

ア 各様式の所定の欄に、本市より送付された応募資格確認通知書に記載された提案受付番号を記載する。

イ 正本については応募グループ名をつけ、副本については、住所、会社名、氏名等応募グループのすべての構成企業を特定できる表記は付さない(規定のある場合を除く。)

ウ 応募書類の変更、差替え、又は再提出は、本市が求める場合を除き原則認めない。

エ 応募書類の具体的な内容は、様式集を参照すること。

オ 応募書類の作成に当たっては、その主旨が十分に伝わるよう、具体的かつ簡潔な文章表現とすること。また、必要に応じて、文書表現を補うために着色や図表等を採用しても構わない。

カ 応募書類で使用する本文の文字の大きさは、原則として10ポイント以上とすること。

キ 模型の提出は不可とする。ただし、透視図や各計画図などへ模型写真をカットとして表示することは認める。

(2) 提案価格書

提案価格は、本募集要項「第1 6 契約金額」を踏まえた、金額の総額(消費税、地方消費税を除く。)とすること。

(3) 技術提案書、添付資料、及び設計図面

各々書類ごとに表紙(様式5-1)(様式6-1)(様式7-1)と見出しを付け、1冊にまとめ(A4縦長左綴じ、「正本(製本1部)」及び「副本バインダー綴じ9部」)を提出する。また、二次審査(提案審査)に関する提出書類のうち、技術提案書(様式5-1~様式5-6)、添付資料(様式6-1~様式6-3)及び、設計図面(様式7-1~様式7-7)の電子媒体(CD-ROM)を2セット提出する。

なお、バインダーは、2穴式とし、簡易でかさばらないもの(取り外しが可能なもの)を使

用すること。また、バインダー毎、表紙及び背表紙に表題と提案受付番号を記載すること。

図面は、J I Sの建築製図通則に従い、紙面の上を北とする。

設計図面①（様式7-2）から設計図面⑤（様式7-7）までのすべての紙面の右下に「市営
福浜住宅5棟耐震等改修事業 応募案」、図面等名称、提案受付番号を記載する。副本には会
社の特定できるマーク等の表示は付さないこと。

なお、各図面とも説明の記入、着色は自由とする。

第6 その他

1 留意事項

(1) 募集要項の承諾

応募グループは、提案価格書及び技術提案書等の提出をもって、募集要項（本募集要項の他に「発注仕様書」「事業者選定基準」「契約書（案）」「様式集」を含む）の記載内容を承諾したものとす。

(2) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募グループの負担とする。

(3) 提出書類の取扱い・著作権

① 著作権

提出書類の著作権は、それぞれの作成者に帰属する。なお、提出書類は返却しない。

② 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募グループが負う。

ただし、本市が、工事材料、施工方法、維持管理方法等を指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、応募グループが特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、本市が責任を負う。

③ 提案書の情報公開請求

提出書類に係る内容は、「福岡市情報公開条例」第7条に基づき非公開の対象とする。

④ 本市の使用・公表

本事業において公表が必要な場合、その他本市が必要と認めるときには、本市は、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、提案内容を公表する場合には、事前に当該事業者の承諾を得るものとする。

(4) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 応募グループの複数提案の禁止

応募グループは、1つの提案しか行うことができない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

(7) 使用言語及び単位、時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報の公開及び情報の提供は、本市ホームページを通じて適宜行う。

本募集要項に定めることその他、プロポーザル実施にあたって必要な事項が生じた場合においては、本市のホームページを通じて情報提供を行う他、応募表明書受付以降については、応募グループに個別に通知する。

3 問合せ先

本事業に関する問い合わせ先は、「第1 10(1)事務局」とする。

以上